

# 第二十三回 帝國議會衆議院 印紙稅法中改正法律案委員會議錄(速記)第一回

會議

明治四十年二月二十六日午前十時四十九分開議

出席委員左ノ如シ

佐竹 作太郎君

前島 元助君

景山甚右衛門君

永見 寛一君

小林 仲次君

渡邊 敬昌君

出席政府委員左ノ如シ

大藏省主稅局長 櫻井鐵太郎君

青地 雄太郎君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

印紙稅法中改正法律案

○委員長(佐竹作太郎君) 是ヨリ開會致シマス、本案全體ヲ議題ニ供シマス――

此現在ノ稅法モ「以下ノモノ」ト云フガ皆アリマスガ、是ハ「以下ノモノ」ト云フコトニ

ナツテ居リマシテ、實際ハ千圓、五千圓、一万圓ト云フモノモ、皆此稅金ヲ課シテ居ル

ガ、以下ノモノト云フノハ、ドウ云フ譯ニアリマスカ

○政府委員(櫻井鐵太郎君) 「以下ノモノ」ト云フト、千圓ハ以下ノ内ニクッ付グカ、

千圓ハ千圓以上ニナルカト云フノデスカ

○委員長(佐竹作太郎君) サウデス、ソレデ此十万圓以上ト云フモノニナリマシテ、始メテ是が其次ノ十萬圓ト云フモノト、此處ノ所ヘ來ルト、以下ノモノト云フモノガ十万

圓マテ指スト云フコトガ分カルノデス、ソコテ十万圓ヲ越ユルモノト云フコトガ一番最後

ニアルテスカラ、越ユルモノト云フト、其前項ハヤハリ十万圓マテハ印紙稅デ宜イト云フコ

トガ明ニナルノアリマスケレドモ、ソレ迄ノトコロデ云フト、千圓以下ノモノト云フヨリハ、

千圓迄五千圓迄一万圓迄ト云ツタ方ガ能ク分リ易イヤウニ思フモノガ、殊更ニ以下ノ

モノヲ置イタノハ何カ理由ノアルコトヤナイカト思ヒマスカラ、チヨット御尋ラシタイ

○政府委員(櫻井鐵太郎君) 今自分ノ差當リノ考テハ、千圓以下ノモノト云フト、

千圓ニナラナイモノ、斯ウ云フ意味デ立法シタモノト思ツテ居リマス

○委員長(佐竹作太郎君) ツレナラバ、之ヲ實際ニ行フニサウ行ヘヌ筈ア、九万九千

九百九十九圓マテノモノニ對シテナイト、一圓四十錢ノ印紙稅デハ濟マナイノヲ、現

在疑モナク實際ハ皆千圓、五千圓、一万圓ト云フモノニ對シテ、印紙ヲ貼ツテヤツテ居ル、是又決シレダケノコトハ法律ヲ犯シテヤツテ居ルト云フヤウナ考ヲ持ツテ居ラヌカ

ラ、ソレヲ此處ヘ今ノ事項デ對照シテ見ルト、ソレデ宜イ譯デ、金高十万圓ヲ超ユルモノ

サウスルト、此前項ニ十万圓以下ノモノト云フト、十万圓トカ、五万圓トカ云フモノ、印

紙ノ貼方ガナイ、ソコテ此解釋ヲ十万圓以下ノモノトアツテモ、ヤハリソレハ十万圓迄ハ

テアルノデハナイカト、斯ウ云フデスナ

○政府委員(櫻井鐵太郎君) チヨット、即座ノ御答テ間違トイケマセヌカラ、少々

御待チ下サイ、書類ヲ持テ來マスカラ――

(政府委員退席)

○政府委員(櫻井鐵太郎君) 現行ノ非常特別稅法ニ依リマスト、以下ト書イテアリ

マス、千圓以下トカ、五千圓以下トカ、斯ウ云フ風ニナツテ居リマス、ソレデ「モノ」ト云

フノハ、ヤハリ御尋ノ通、千圓ハ這入ル、斯ウ云フコトニナリマス、十万圓ヲ超ユルモノト

云フノハ十万一千圓カラデアリマス

○青地雄太郎君 此小切手ノ課稅ハ此理由書ニ書イテアリマスル通、一般通信用

取引、其他一般銀行界ニ於テモ迷惑シテ居リマスルコトデ、是非之ヲ改正シタイト云フ

コトハ一般ノ希望ニアリマス、此案ハ簡單ナ案デアリマスルケレドモ、唯政府ノ御意向ガ

ドウデアルカ、此案ニ就イテ政府ノ御意見ヲ先以テ伺ヒタイト思ヒマス

○政府委員(櫻井鐵太郎君) 御答致シマス、印紙稅法ニ就キマシテハ、政府ニ於テ

ハ、稅法調査ト云フ内ニ此問題ヲ研究ヲ致シマシタ、唯今御説ノ小切手ガ課稅ノ結

果流通上ニ大ナル不便ヲ與ヘタコトガ有ルカ無イカ、其他此約束手形、爲替手形等ニ

付イテモイロ、研究致シマシテ、略、小切手ニ課稅シタ影響等ハ研究ノ結果分リ

マシタ、是等ハ廢メル方が宜カラウト云フ意見ハ持ツテ居リマス、併シ御承知ノ通り稅法

調査ハ、單ニ稅法ノ只一ヲ捕ヘテカラ地租ハドウスル、所得稅ハドウスルト云フ切レ

&lt;二見テ居ラヌ、稅法全體ノ上カラ彼是廢スベキモノハ廢シ、改正スベキモノハ改正

スルト云フ方針ヲ採ツテ居リマス、政府トシテハ曩ニ大藏大臣カラ辯明致シマシタ通、一

通り稅法調査ナルモノハヤリマシテ、イロ&lt;&lt;調査案ヲ立テマシタガ、マダソレガ十分ナル

成案トナツテ、議會ニ提出スル手續キニ調査が進ンテ居ラヌノデ、今期ニ於テハ政府ヨリ

ハ提出セヌト云フコトニナツテ居リマス、本案ノ如キ御提出ノ改正案ニ付イテハ政府トシ

テ御同意申スベキ點モ勘クナイト思ヒマス、政府ノ意見トシテハ、御提出ノ以外ニ政府ハ

考ヲ持ツテ居リマス、其等ハ合セテ彼是ノ權衡ヲ見テ提出スルト云フ考ヲ持ツテ居リマス、

詰リ此處デ申上ゲルノハ、本案ニ對シテノ意見ト云フノテハナクシテ、寧口稅法全體ニ

付イテ調査ノ順序ト、稅法ニ三ヲ改正スルト云フコトハ、政府ハ未ダ致サヌ、詰リ斯

ウ云フ考ヲ持ツテ居リマス、其事ニ御承知ヲ願ヒ度ウゴザイマス

○景山甚右衛門君 唯今政府委員ノ御説明ニ依ルト、此約束手形ノ何ハ、調査會

ノ方デハ利害ヲ御調べナツタ結果、斯ウ云フ稅率ガ高過ギルト云フ御感ジガアル如クニ

見エマスガ、左様デアリマスカ

○政府委員(櫻井鐵太郎君) 唯今申上ゲマシタ通り、案自體ニ付イテノ御説明ニハ

ナラヌ、問題ガ高過ギル低過ギルト云フ問題ニ入ル前ニ、政府ハ大體ノ稅法ヲ總テ整

理スル、彼是ノ權衡ヲ得ルヤウニシテ、然ル後發案提出スルト云フ政府ノ考デアリマス、

此稅金ガ高イトカ低イトカ云フ問題ニ未ダ御答致シテナイノデゴザイマス、要スルニ大體

約束手形ト云フモノハ、既ニ御提案ノ理由書ニモアリマス、詰リ約束手形ヲ貸金證券

ニ代用シテ居ルト云フ事例ガ、往々アルノデゴザイマス、御承知ノ通り課稅類ハ五十

圓迄、慥カ五十圓迄ト覺エテ居ルガ、五十圓迄三錢デアルノニ、此約束手形ナルモノハ割合ニ低イ、斯ウ御提案ニナシテモマダ低イト思ヒマス、借用證書ト云フヤウナモノノ、印紙稅ニ較ベルト、ズット低イノデアリマス、如何ニ約束手形ガ借用證書ニ直サレテモ、

ソレド同シニスルト云ゴトハ、本來手形ナル流通證書ニ向テ、一般ノ借用證書ト同率ノ印紙ヲ課スルト云フ、コトハ、宜シクナイト云フ考ヲ有シテ居リマス、印紙稅ノ額ハ此額が非常ニ高イト云フヤウナ考ハ、政府ハ有シテ居リマセヌ

○景山甚右衛門君 ソレデハ今一應御尋シマス、小切手ノ印紙貼用ニ關シマシテ、政府ノ是迄御取調デハ、ドウ云フ風ニナツテ居リマスカ、即チ本案ノ大骨子トスベキモノハ、即チ此小切手貼用ヲ廢シタイト云フノガ大眼目デアリマスガ、是等ニ對シテハ政府ハドウ云フ御調ニナツテ居リマセウカ

卷之三

○政府委員(櫻井鐵太郎君) 小切手ノコトニ付イハ先刻モ申上ケマシタガ、小切手課税後ニ段々統計ヲ見マスト、交換金額ト云フモノガズット増シテ居リマス、併ナガラハ刃三又放ハ、二年半貰合ノ間一月六日付ニシテ、吉ニハ、ニニ二六三三三三三三三

小切手ノ枚數がトウモ金額ノ増シタ割合三伴元居テ又三十六年廣が天三十八年度迄ヲ見マスト、交換金額モ此ノ如ク増スナラバ、小切手ノ枚數モソレニ伴ハレテ増ス  
ド旨前段ノ如ク又改ヘ則ヒニ合田三房アヘキシテ、形ア見シヌ、是等ハ自然

ハガ當リ前ト思テ、ソレカ枚數が割合ニ増加ミテ居ヌスト云フ。形ガ見エマス。是等ノ自然小切手使用ノ上ニ、或ハ課稅ト云フコトガ影響シタノデアルマイカト云フ考モアリマス、并ニ其也ニモカト云フ。理由ハノノヲ申田バクダ、ナツカニシハ切手ニ文政改文換金額判

理由ノ万ガモ知テがサウ云ノ小切手ノ枚數々交換金額ノ害合ニ比シテ殖エテ居ラヌト云フ形ガ、此三年ノ間ニ見エテ居リマス、ソレデ小切手ノ如キ現金取引、年数ヲ省エ、或日ノ圖骨フ圖レ、云云熟カラ、大ニ運動ベキ事ハコレ、

現金取引、手數料省略、取引、貿易、圖示、黒字、ナニ歩闊フ、ヤモノ云アハト、云フコトモ、政府ハ認メテ居リマス、大體小切手ニ課稅ヲ致スト云フコトハ、相當ナルコノダラウト云ノ意也、持ツル居リマベ、ソノレ小切手ノ義シヤクニ、ソノヤ説頭ニ於

ト云ガララレ云々意見を持テ居りて、ソレ小切手云廢ミテレバ、ソレタク私密ニ於テ減リマス、サウ云フ點ハ豫テ當局者トシテハ熟考シナケレバナラヌ、單ニ廢スルノテナク、決ヲ捕ハナシテバナラムト云、プロトガ、一方ニ無ツデハナラムカラ、其點ヲ殆冬等ヘ、況

誠に大失禮な事でござるが、一力ニ無効スルガタニ。其黒三好紳助ヘテ、移法整理ニイロハノ案ヲ研究致シマシタ次第アリマズ。

位増シテ居リマスカ、ソレカラ交換數が御分リニナツテ居リマスレバ、チヨット伺ヒタイ  
○政府委員(鷹井鐵太郎君) 三十六年ノ小切手ノ枚數ハ、三十六年、五百五十

西川泰貢 橋井鉄右衛門、三一、八〇、小切手、木製、三一、金、五匁五  
八万五千九百八十二枚、三十七年八五百六十六万二千九百四枚、三十八年が五  
百七十八万二千五百九十一枚、其下三交換金額ヲ申上ダマヌ、三十一年ガ三十七

億九千五百六十八万六千圓、三十七年加四十五億七千百五十万三千圓、三十  
八年加六十億三百三十七万圓

○青地雄太郎君 唯今政府委員ノ御説明デ政府ノ御意向ハ大體分リマシタ、サウスルト税法ノ中デ印紙税法ノ改正ト云フヤウナコトハ、事柄ハ良クツテモ切レバ三出ヌノデ

ハ、同意が出來ナイト云フ意味デスカ  
○政府委員(堀井鐵太郎君) 卸尋<sup>ソ</sup>通リデゴザイマス

○青地雄太郎君 大體政府ノ御意向モ分リマシタカラ、直ニ討論ニ入ッテハドウデスカ  
(賛成々々ノ聲起ル)

○委員長(佐竹作太郎君) ソレデハ御質問モ濟ミマシタヤウデスカラ、討論ニ移リマス